

愛知県外来医療計画に係る医療機器の共同利用について

1. 概要

本県では、国が示すガイドラインに基づき、令和2年3月に外来医療計画を策定し、医療機器の設置状況、稼働状況、保有状況等の情報を提供するとともに、共同利用を推進するためのプロセスを策定し、医療機器の効率的な活用に係る取組を推進することとしています。

この取組により、医療機関が対象医療機器を購入する場合は、当該医療機器の共同利用に係る計画を策定し、所管の保健所へ提出していただく必要があります。

本取り扱いは令和3年4月1日から開始されており、令和4年2月10日現在、5件の医療機関から「共同利用計画」の提出がありました。

<対象医療機器>

CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック、ガンマナイフ）、マンモグラフィ

<対象者>

上記対象医療機器を新たに設置（更新含む）する全ての病院、診療所（歯科を除く）

2. 計画の提出のあった医療機関

医療機関名	所在地	対象機器	共同利用	共同利用の方法	理由（共同利用を行わない場合）
豊田厚生病院	豊田市	マンモグラフィ			地域医療支援病院
名豊病院	豊田市	マルチスライスCT（64列以上）	行う	患者の受入・画像情報等の提供	
		MRI（3ステラ以上）			
		マンモグラフィ			
足助病院	豊田市	MRI（1.5ステラ以上3ステラ未満）	行わない		近隣医療機関との連携はあるが、検査のみの依頼はなく、読影診断も含めた病診連携体制であるため。
仁大病院	豊田市	マルチスライスCT（16列以上64列未満）	行わない		放射線技師の勤務日数・勤務時間が短く、要望に対応することが困難なため。
山之手痛みと内科のクリニック	豊田市	マルチスライスCT（16列以上64列未満）	行わない		CT搭載車にて自院で検査を行うため。